



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 三 井 造 船 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 孝 雄
コ ー ド 番 号 7003、東 証 第 一 部
問 合 せ 先 広 報 室 長 高 岡 正 宏
(TEL 03-3544-3147)

単元株式数の変更及び株式の併合並びに これらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 114 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、本年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記 2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の 15 億株から 1 億 5 千万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数 150,000,000株（併合前：1,500,000,000株）
 なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数
 併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在） 830,987,176株
 併合により減少する株式の数 747,888,459株
 併合後の発行済株式総数 83,098,717株

⑤1株未満の端数が生じる場合の処理
 本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>15億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>1億5千万株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成29年5月22日 取締役会（株主総会招集決議）
 平成29年6月28日 第114回定時株主総会
 平成29年9月26日 1,000株単位での売買最終日
 平成29年9月27日 100株単位での売買開始日
 平成29年10月1日 単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款一部変更の効力発生日

（参考）上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われることとなります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、株主総会における議決権の行使の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数をいいます。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更及び株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。これに伴い、単元株式数の変更後も当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について10株を1株にする株式併合を併せて実施することといたしました。

Q 4. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりになります。

例	効力発生前			効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数		ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	3,000株	3個	➔	300株	3個	なし
②	2,500株	2個		250株	2個	なし
③	1,234株	1個		123株	1個	0.4株
④	567株	なし		56株	なし	0.7株
⑤	8株	なし		0株	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合、（上記の例③～例⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成29年12月上旬からお支払いいたします。

なお、例③～例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 資産価値には影響を与えないのですか。

株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市場の変動等の他の要因を除けば、株式併合により株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。

株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動等の他の要因を除けば、株式併合を理由に株主様のお受け取りになられる配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることになります。

Q 7. 株主は何か手続が必要ですか。

特段のお手続は必要ございません。なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることになります。株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

Q 8. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続は、お取引の証券会社または後記（※）の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9. この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

単元未満株式の買取り（1単元に満たない株式を当社が買取る）のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。現在の単元株式数（1,000株）での買取りご請求は平成29年9月26日（火）まで、新しい単元株式数（100株）での買取りご請求は効力発生日以降となります。なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記（※）の株主名簿管理人までお問い合わせください。

合わせください。（単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください）

Q10. 株式の売買停止期間はありますか。

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数（1,000株）でのお取引は平成29年9月26日（火）までとなります。平成29年9月27日（水）から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年9月27日（水）より株式併合の効果が反映されたものになります。

Q11. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

平成29年5月22日（月）	取締役会決議日
平成29年6月28日（水）	第114回定時株主総会開催日
平成29年9月15日（金）	株式併合公告日
平成29年9月26日（火）	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
平成29年9月27日（水）	変更後の単元株式数（100株）での売買開始日
平成29年10月1日（日）	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

※ 当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電 話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上